報　道　発　表

平成３０年２月２３日
門　　司　　税　　関

平成29年の門司税関における関税法違反事件の摘発状況等

・ケタミンを4年振りに摘発
・大量の偽造クレジットカード密輸入事犯を相次いで摘発
・金地金を約1.7トン押収
・多額の現金無許可輸出事犯を摘発

1　不正薬物

✧ 不正薬物の密輸入事犯の摘発件数は12件（前年比60%）、押収量は約860グラム（前年比1%）

［覚醒剤事犯］
- 摘発件数は1件（前年比25%）、押収量は微量であり、前年に比べ押収量が大幅に減少
- 当該1件は船内検査により発見したもの

［大麻事犯］
- 摘発件数は4件（前年比同）、押収量は約231グラム（同98%）であり、摘発件数、押収量ともに横ばい状態
- 航空機旅客及び国際郵便物による密輸入事犯で、仕出地はアメリカ3件、ネパール1件

［麻薬事犯］
- 摘発件数及び押収量は、ケタミンが1件（前年比全増）で約3グラム（同全増）
- 航空機旅客による密輸入事犯で、仕出地は香港

［指定薬物事犯］
- 摘発件数は6件（前年比86%）、押収量は約630グラム（同4.8倍）で、押収量が前年と比べ大幅に増加
- 全て国際郵便物を利用した密輸入事犯で、仕出地は中国3件、オランダ2件、フランス1件

2　不正薬物以外

- 航空機旅客によるマレーシアからの偽造クレジットカード密輸入事犯を2件摘発
- 金地金等の密輸入事犯を359件摘発、押収量は約1.7トン
- 現金7億3,522万円の無許可輸出事犯を摘発

問合せ先　　門司税関　税関広報広聴室
TEL　０５０－３５３０－８３３３

平成29年の門司税関における関税法違反事件の取締り状況

1　社会悪事犯に係る摘発状況等

（１）物件別摘発件数及び押収数量

物件別 ＼ 年別	２５年	２６年	２７年	２８年	２９年	前年比
(1) 不正薬物						
覚醒剤（件） （ｇ）	7 14,944.53	8 153,479.48	3 1,587.68	4 103,780.53	1 微量	25% ―
大麻（件） （ｇ）	2 456.99	1 491.46	5 612.57	4 234.69	4 231.07	100% 98%
大麻草（件） （ｇ）	2 456.99	1 491.46	0	3 234.65	3 5.07	100% 2%
大麻樹脂（件） （ｇ）	0	0	5 612.57	1 0.04	2 226.00	200% 5,650倍
ＭＤＭＡ（件） （ｇ） （錠）	0	0	0	2 478.60 17	0	全減
その他麻薬（件） （ｇ）	2	1 2.97	6 200.11	2 8.24	1 3.01	50% 37%
向精神薬（件） （錠）	1 34	0	0	0	0	―
指定薬物（件） （ｇ）	― ―	― ―	41 801.57	7 130.50	6 629.86	86% 4.8倍
その他（件）	0	0	0	1	0	全減
合　計（件） （ｇ） （錠）	12 15,401.52 34	10 153,973.91	55 3,201.93	20 104,632.56 17	12 863.94	60% 1% 全減
(2) 銃砲						
銃　砲（件） （丁）	0	1 1	1 1	0	1 1	全増
実　包（件） （発）	0	0	2 6	1 6	0	全減

（注）
- 当関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、当関が関与した事件を含む。
- 覚醒剤は、覚醒剤原料を含む。
- 大麻樹脂は、大麻樹脂の他、その他の大麻製品を含む。
- １事件で大麻草とその他の大麻製品を押収した事例があるので大麻の合計件数と内訳件数は一致しない。
- その他麻薬は、麻薬及び向精神薬取締法に規定される「麻薬」でMDMA以外のものを計上。
- 平成29年の「その他麻薬」は、「2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサノン(別名ケタミン)塩類である粉状物」。
- 指定薬物は、平成27年4月1日に関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加された。
- 実包は、拳銃用実包以外の実包を含む。
- 平成29年の数値は速報値である。

（２）摘発事例

【事例①】<u>携帯品に隠匿されたケタミンを摘発</u>

平成２９年５月、福岡空港税関支署において、香港から福岡空港に到着した台湾人男性旅客に対する携帯品検査により、同人携行のスーツケース内に収納した半ズボンポケット内に隠匿された

麻薬であるケタミン　３．０１グラム

を発見、摘発した。

【事例②】<u>偽造クレジットカードを摘発</u>

平成２９年１０月、福岡空港税関支署において、マレーシアから中華人民共和国香港特別行政区を経由して福岡空港に到着したマレーシア人男性旅客（２名）に対する携帯品検査により、同人ら携行のキャリーバッグ内の枕内部及び携行財布内に隠匿された

偽造クレジットカード　５６枚

を発見、摘発した。

【事例③】<u>偽造クレジットカードを相次いで摘発</u>

平成２９年１０月、福岡空港税関支署において、マレーシアから中華人民共和国香港特別行政区を経由して福岡空港に到着したマレーシア人男性旅客（２名）に対する携帯品検査により、同人ら携行の財布内に隠匿された

偽造クレジットカード　２０枚

を発見、摘発した。

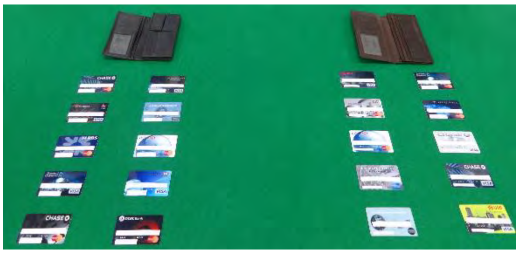

２　金地金に係る摘発状況等

（１）概要

平成 29 年に門司税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は 359 件（前年比 4.5 倍）、押収量は 1,720 kg（前年比 4.4 倍）と、いずれも前年を大幅に上回り、極めて深刻な状況となっている。

摘発した事犯を密輸形態別にみると、そのほとんどが航空機旅客による密輸入事犯（約 99.2%）であり、洋上取引による大量密輸事犯もあった。

また、仕出地別に見ると、韓国が全体の約 8 割を占め最も多く、次いで台湾、香港となっている。（＊金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。）

密輸形態別摘発状況

密輸形態	摘発件数(件)	押収量(kg)
航空機旅客	356	1,505
船舶旅客	2	9
船舶乗組員	1	206
合計	359	1,720

仕出地別摘発状況

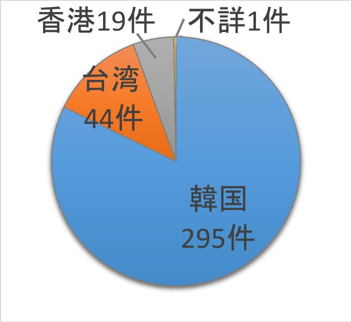

（２）告発事例

➢　4 月、韓国から福岡空港に到着し、足の裏に貼付ける等して隠匿した金地金計約 6kg（約 2,600 万円相当、脱税額約 220 万円）を密輸入しようとした日本人男性 2 名を告発

➢　5 月、福岡空港から香港へ出国するに際し、金地金密輸に関わるものと認められる現金（日本銀行券）合計 7 億 3,522 万円を密輸出しようとした韓国人男性 4 名を告発

➢　6 月、東シナ海の公海上で取引された金地金約 206kg（約 9 億 3 千万円相当、脱税額約 7,400 万円）を漁船により佐賀県唐津市内の漁港に陸揚げし密輸入した日本人男性 7 名、中国人男性 3 名を告発

➢　9 月、韓国から福岡空港に到着し、手荷物運搬用台車の背面に貼付ける等して隠匿した金地金約 18kg（約 8,200 万円相当、脱税額約 650 万円）を密輸入しようとした韓国人男性 2 名を告発

（３）隠匿事例

【事例①】スカートの下に着用したショートパンツのポケット内に隠匿

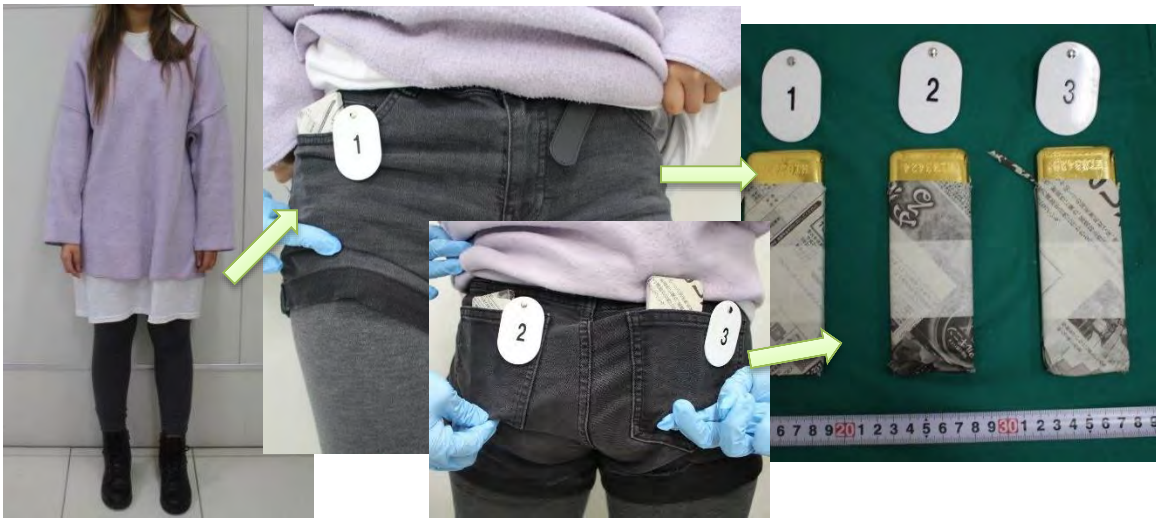

【事例②】着用下着内に隠匿

【事例③】体腔（肛門）内に挿入隠匿

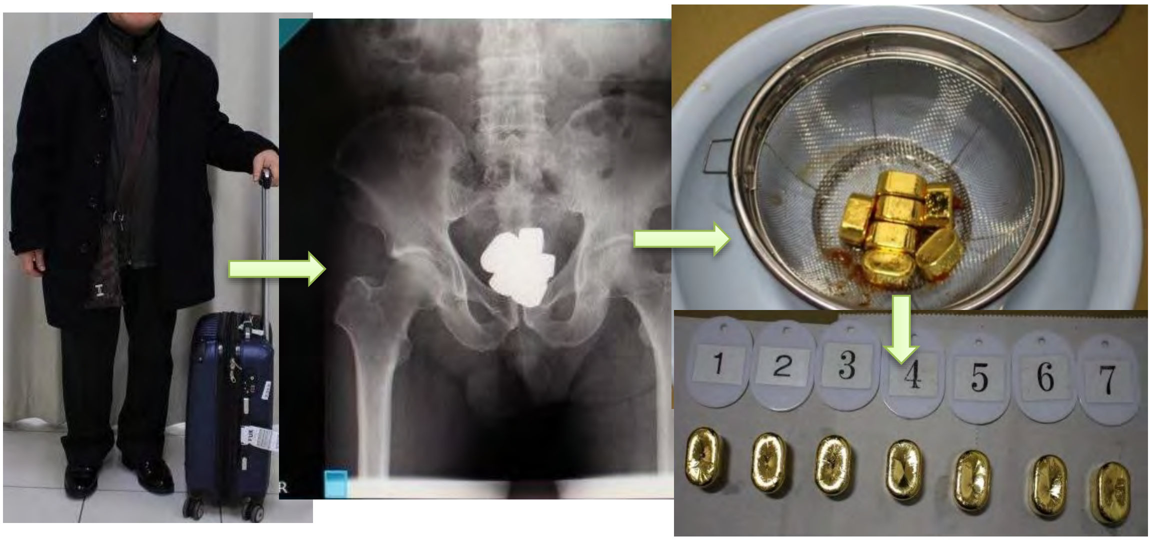

【事例④】着用中の装飾品に偽装して隠匿

【事例⑤】携帯品のスーツケース取手部分に工作して隠匿

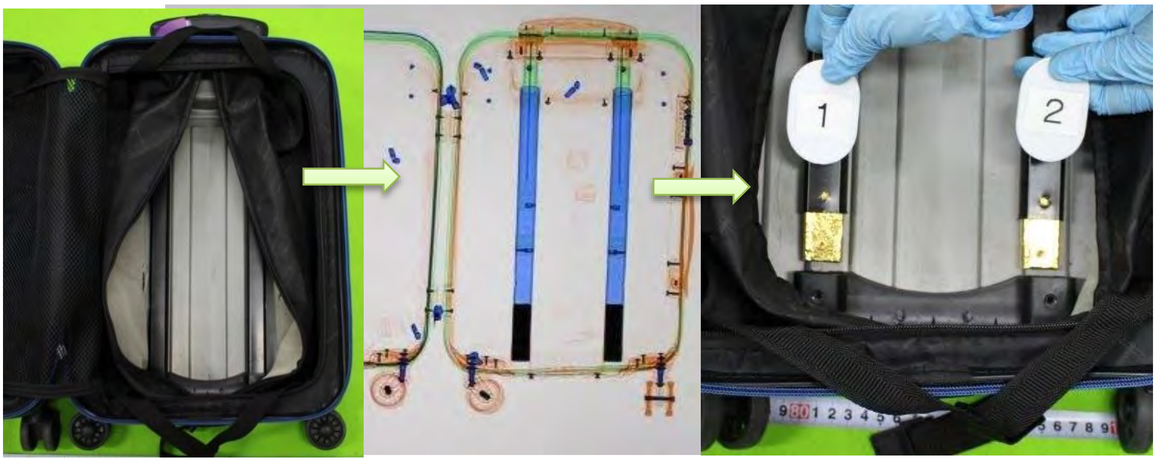

【事例⑥】モバイルバッテリーに偽装して隠匿

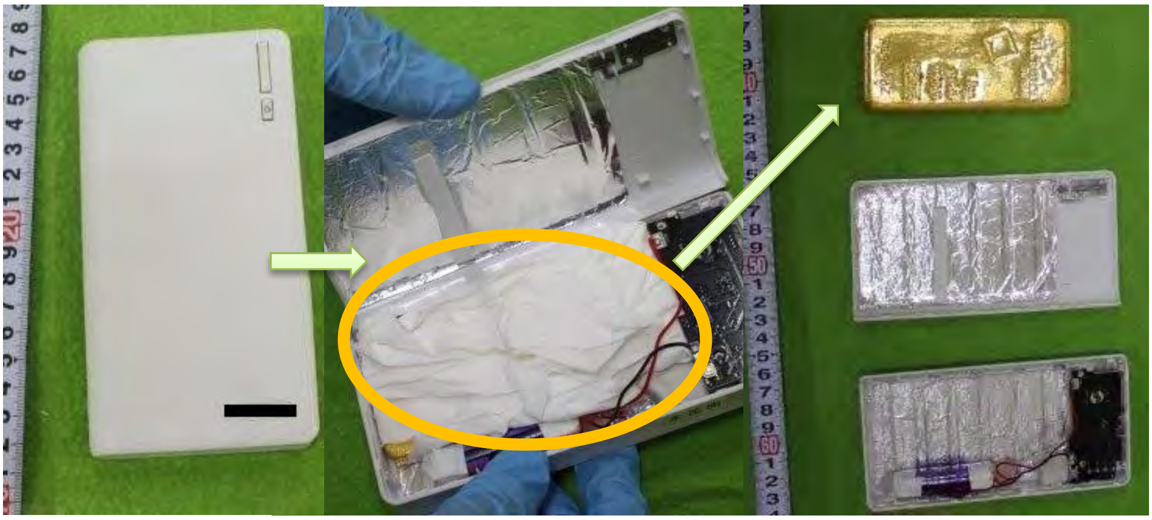

〔参考資料〕門司税関における関税法違反事件の犯則態様別処分件数

		25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	前年比	構成比
告発	禁制品輸出入事犯	10	15	18	22	**15**	68%	52%
	関税脱税事犯	0	0	0	0	**0**	−	−
	無許可輸出入事犯	6	5	4	2	**14**	700%	48%
	虚偽申告事犯	1	0	0	0	**0**	−	−
	その他秩序犯	0	0	0	0	**0**	−	−
	計	17	20	22	24	**29**	121%	100%
通告	禁制品輸出入事犯	3	4	25	27	**7**	26%	5%
	関税脱税事犯	2	1	5	0	**2**	全増	1%
	無許可輸出入事犯	6	18	26	44	**134**	305%	94%
	虚偽申告事犯	0	0	0	2	**0**	全減	−
	その他秩序犯	0	0	0	0	**0**	−	−
	計	11	23	56	73	**143**	196%	100%

問合せ先　　門司税関　税関広報広聴室
TEL　０５０－３５３０－８３３３